会 議 記 録

会	議名称	杉並区子ども・子育て会議(令和元年度第2回)
日	時	令和元年7月23日(火)19時00分~20時30分
場	所	杉並区役所 西棟6階 第5、6会議室
出		佐々委員、徳田委員、小川委員、三村委員、山﨑委員、有馬委員、井口
	委員名	委員、大室委員、久保田委員、小林委員、新妻委員、神尾委員、水野委
席		員、帯金委員、鈴木委員、中村委員、三浦委員
⇒ Ł.		子ども家庭部長、子育て支援課長、子ども家庭支援担当課長、保育課長、
者	事務局	保育施設担当課長、保育施設支援担当課長、児童青少年課長、子どもの
	平7 77/10	居場所づくり担当課長、学童クラブ整備担当課長、障害者施策課長、
		杉並福祉事務所高円寺事務所担当課長、杉並保健所保健サービス課長
傍	聴 者 数	1名
配		資料1 杉並区子ども・子育て会議委員名簿及び席次表
		資料2 杉並区子ども・子育て会議事務局名簿
布		資料3 「杉並区子ども・子育て支援事業計画(令和2~6年度)」
資		骨子(案)
料		資料4 第二期計画における「区域の設定」について(案)
		資料 5 幼児教育・保育無償化に関する区の対応方針について
等		資料6 家庭的保育事業所等の連携施設の確保について
		参考資料 1 子ども・子育て支援法に基づく基本方針
		参考資料 2 子ども・子育て支援法に基づく基本方針の改正(案)につ
		いて
		参考資料 3 区内家庭的保育事業所等の連携施設の確保状況(令和元年
		8月1日時点)
		参考資料4 区立保育園における中核園の役割について
	Visit take	参考資料 5 卒園後の受け皿に係る利用調整の流れについて
会記	養次第	1 開会
		2 新委員紹介
		3 議題
		(1)「杉並区子ども・子育て支援事業計画(令和2~6年度)」骨子(案)
		について
		(2) 幼児教育・保育無償化に関する区の対応方針について
		(3)家庭的保育事業所等の連携施設の確保について
	<u> </u>	4 その他 令和元年度第2回杉並区子ども・子育て会議を開催いたします。
会	ズ	〒和元年度第2回杉亚区丁とも・丁育く会議を開催いたします。 皆様方には、会議記録の点検や、その後送付された資料をお読みいた
		だき、ご参集いただいたものと思います。本日はどうぞよろしくお願い
		いたします。
		続いて、子ども家庭部長からご挨拶をお願いいたします。
子。	ども家庭部	改めて、皆さん、こんばんは。区役所の子ども家庭部長の徳嵩です。
長		6月の第1回に引き続きまして、本日もどうぞよろしくお願い申し上
		げます。
		ご案内している議題ですが、大きく3つでございます。
		まず1つが、子ども・子育て支援事業計画第2期計画の骨子案につい

て、ご意見を頂戴したいと思っています。実は、国は、今年6月中に基本方針を示すと言っていたのですが、未だに示されておりませんで、今の情報ですと8月になりそうだということです。

しかし、これ以上、国の動きを待っていては全体が遅れてしまいますので、本日は現時点で国から示されている考え方を基にご議論いただいて、後刻、国から基本方針の修正等が示された場合、改めて必要な議論をしていきたいと考えています。

2つ目の幼児教育・保育の無償化は、今年 10 月の消費増税に合わせて実施されるものです。今年 5 月 10 日に法律が改正され、5 月末日にその政令が示されました。

それ以降、私立幼稚園や私立保育園関係者の意見も聴きながら、区の 対応方針をまとめて、今後これに向けて取り組んで行きたいと思ってい ますので、その概要をご説明してご意見を賜りたいということです。

3つ目は連携施設の確保ということで、0~2歳児までを対象としている保育施設については、国の法律に基づいて、区の条例でも、今年度内に3歳児以上の受け皿をしっかりと確保するということを規定して、この間取り組んでまいりました。その対応策が整いましたので、今日、ご説明をして意見をいただきたいと思います。

以上、皆様方の忌憚のないご意見をいただいて、今後の取組に生かしていきたいと考えています。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

会長

ありがとうございました。

皆さん、よろしくお願いいたします。

では、事務局のほうから連絡事項や資料の確認をお願いいたします。

子育て支援課 長

子育て支援課長の福原です。本日もよろしくお願いいたします。座ってお話をさせていただきます。

説明に入ります前に、定足数の確認をさせていただきます。定足数につきましては、条例第6条第2項によりまして、委員の半数以上の出席で成立をいたします。本日、1名の方が遅れて来る予定ではございますが、有効に成立をしてございます。

続いて、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様にお送りいたしました資料としましては、資料1「委員名簿」。資料2「事務局名簿」。資料3「杉並区子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について」。資料4「第二期計画における『区域の設定』について(案)」。資料5「幼児教育・保育無償化に関する区の対応方針について」。資料6「家庭的保育事業所等の連携施設の確保について」。

参考資料1「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」。参考資料2「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正(案)」。参考資料3「区内家庭的保育事業所等の連携施設の確保状況」。参考資料4「区立保育園における中核園の役割について」。参考資料5「卒園後の受け皿に係る利用調整の流れについて」。ここまでが事前にお送りさせていただいたものとなります。

これに加えまして、本日、席上に前回の会議記録を置かせていただいてございます。この記録につきましては、ご確認いただき、ありがとうございました。こちらは、自己紹介の部分を除きまして、発言者が特定されないように委員名を隠した上で区のホームページ上で公表させていただいてございます。

次に、本日の会議につきましては、前回同様、会議記録の作成のために録音をさせていただいております。録音した音声そのものは公表いた

	1 より) のっ デフスノンショ しょ 人类当内 にことよし つりし 水中
	しませんので、ご了承ください。また、会議記録につきましては、発言
	者個人が特定されないように、発言の要旨を記録する形でまとめてまい
	ります。この会議記録は、前回同様に、皆さんに内容を確認していただ
	きまして、その後、区のホームページに公表をいたします。
	事務局からは以上でございます。
会長	ありがとうございました。皆さん、お手元にありますでしょうか。
	では、次に、新委員の紹介について、事務局よりお願いいたします。
子育て支援課	新委員のご紹介でございますが、一般社団法人東京都杉並区歯科医師
長	会推薦の委員につきまして、歯科医師会様の理事改選に伴いまして、今
	回、水野委員が本会議の委員となられましたので、ご紹介をいたします。
	それでは、水野委員、一言ご挨拶をお願いします。
	委員の皆様、はじめまして。杉並区歯科医師会からまいりました水野
安貝	安貞の自体、ほじのよして。 停並区面杆区即去がりよび りょした小野 聡と申します。
	歯科医師会では、第2歯科保健担当理事をしておりまして、主に1歳
	半健診、3歳児健診、成人歯科健診、妊婦歯科健診を担当しております。
	どうぞよろしくお願いいたします。
子育て支援課	ありがとうございます。
長	なお、委員の任期につきましては、杉並区子ども・子育て会議条例に
	基づきまして、横川前委員の残任期間を引き継ぐということとなります
	ので、令和3年3月31日までとなります。また、委嘱状につきまして
	は、席上に配布をさせていただいておりますので、ご確認ください。
	以上でございます。
会長	ありがとうございます。水野委員、よろしくお願いいたします。
	では、議題1です。「『杉並区子ども・子育て支援事業計画(令和2~
	6年度)』骨子(案)について」、よろしくお願いいたします。
子育て支援課	それでは、事前にお送りいたしました資料3と4、また参考資料1、
長	2を使いまして、説明をさせていただきますので、ご用意ください。
X	この子ども・子育て支援事業計画につきましては、子ども・子育て支
	接法によりまして、国が子ども・子育て支援のための施策を総合的に推
	進するための基本的な指針というものを定めており、区市町村はこれに
	則して計画をつくっていくということとなってございます。
	参考資料が、平成26年7月に国が定めた基本指針となっております。
	参考資料1を見ていただきまして、表紙の部分の目次の欄をご覧くだ
	さい。
	基本指針では、まず第一に、子ども・子育て支援の意義に関する事項、
	第二に、教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援
	事業の実施に関する基本的な考え方や、国と区市町村、またサービスを
	提供いただきます施設事業者などの関係者が連携及び協働しながら取
	組を進めていくということが書かれており、また、これを受けまして、
	第三では、特に関連する部分として、都道府県及び区市町村がこの計画
	の作成に当たり関連する事項が記載されております。これらの内容を参
	考としながら、計画を作成していくこととなります。
	また、今回の第二期計画の作成に当たりましては、この基本指針のう
	ち計画の作成に関する事項について改正が行われることとなっており
	ます。全文が8月に出るということですので、本日は参考資料2で改正
	なり。主人がも方に出るということですので、本口は多名質料とで成立 案をお付けしております。
	来をわりしておりより。 それでは、資料3をご用意ください。
	この資料の見方ですが、左側から、計画の構成、次に主な記載事項、
	次に今お話ししました本計画の策定に関連する国の基本指針の概要、最

後に備考欄となってございます。

まず、1の「計画の基本的な考え方」ですが、4項目ございます。(1)の「計画の目的」ですが、基本指針では必須の記載事項と任意の記載事項がございまして、こちらは任意の記載事項となっております。

計画の冒頭に当たる部分になりますので、第一期計画と同様に、地域の実情に応じて子ども・子育て支援の取組を総合的・計画的に推進するなど、本計画の目的を記載してまいります。

次に、(2)の「計画の位置付け」です。基本指針の中では、他の計画との関係として、区が策定いたしました子ども・子育て支援に関する事項を定めている計画との齟齬が生じないよう、整合を図ることとし、また、重複する内容については、本計画と一体のものとして作成してもよいとされております。

本区における関連する計画については、備考欄に記載しております。まず、区の目指すべき将来像を示しているものであり、区政運営の全ての基本となります「基本構想」がございます。その上で「総合計画」、「実行計画」、またこれらの計画のもとに保健福祉分野の課題を解決するための「保健福祉計画」がございます。この「保健福祉計画」については、前回、第1回の会議で体系図をお示しいたしましたが、こういった上位計画と齟齬が生じないように、この子ども・子育て支援事業計画を作成していくということでございます。

次に、(3)の「計画期間」でございますが、基本指針では5年間を 1期として作成し、中間年を目安として計画の見直しを行うこととされ ております。第二期計画につきましては、第一期計画から引き続きます 令和2年度からの5年間、こちらを計画期間とし、中間年である令和4 年度を目途に、先ほど申し上げました上位計画との関係性を考慮しなが ら、必要な見直しを行ってまいります。

次に、(4)「区域の設定」にまいります。「区域の設定」については、 恐れ入ります、資料4をご覧ください。

まず、国の基本指針ではこの計画におけます就学前の教育・保育及び 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、いわゆる需要量と、それに 対する確保策、見込んだ需要に対してどのような方法で確保していくの かという確保策等を定めるに当たっての地理的な単位として、区域を設 定することとしています。簡単に言いますと、その設定した区域ごとに どのぐらいの需要があって、どのぐらい確保していって、それに対して はどのような方法で確保していくのかということを定めていくかとい うことです。

また、この区域については、教育・保育、例えば幼稚園や保育施設など、地域子ども・子育て支援事業で定めている各取組を、共通で1つとするのが基本となっておりますが、区市町村の実態に応じて、教育・保育または事業ごとに設定することも可能であるとされております。

この国の考え方を踏まえまして今回、第二期計画における区域の設定 についての案を作成いたしました。

2に記載しておりますが、平成 26 年度に策定いたしました第一期計画では、教育・保育支援事業における共通の区域として、区全体を1つの区域として設定をしておりました。その理由としましては、3点ございまして、仮に区の施設配置基準である7地域で設定した場合には、例えば各地域における認可保育所の入所申し込み者数が年度ごとに大きく異なっておりまして、これを前年と比較した伸び率で見ていきますと、昨年度は前年度に比べて 30%需要が増えたとなっていたのに対し

て、今年は逆に10%減になっていたというように、同じ地区であっても プラスマイナス40ポイントの差があるという状況がございます。

同じく7地域で見た場合に、②になりますが、各地域における幼稚園・保育施設別の利用実態で見ますと、居住地以外の施設を利用する、例えば阿佐谷地域にお住まいの方が阿佐谷地域の施設ではなくて高円寺地域にある施設に通うケース。こういったものが多くございました。

また、これらを踏まえて、さらに7地域ではなく、小学校区や中学校区など、より小さな区域で設定して考えた場合には、さらにアンバランスが大きくなるということが想定されます。したがって、第一期計画では、杉並区全体を1つの区域として設定し、区が施設事業を整備するに当たっては、地域バランスを考慮しつつ必要な調整を図ることが適当であるとしたものでございます。

これが第一期計画を作成した時の考え方となりますが、第二期計画の 検討に当たって、昨年度、平成30年度の状況を改めて確認しました。 それが右側の3の部分になります。

幼稚園で見ますと、高井戸地域にお住まいの方が高井戸地域の幼稚園に通われている割合、これが一番高く、68%となってございました。荻窪地域については、荻窪の施設に通っている方が27%ということで、地域によって最大で41ポイントの差がありました。

一方で、保育園についてですが、最も割合が高い高円寺地域では82%であり、高円寺にお住まいの方が高円寺に通っている割合が高くなっています。また、最も低い荻窪地域であっても73%ということで、地域別の差は最大で9ポイントでした。保育園については、同一の地域内、自分の住まわれている地域の施設に通われているという割合が高くなっているということになります。

このように、保育施設については、1つの区域ではなくて7地域ということで、区域としてすることにも一定の妥当性は見られるのですが、幼稚園については依然として相当なアンバランスとなっている状況です。

これを踏まえまして、第二期計画における区域設定については、細分化した地域は適さない部分がございますので、第一期計画と同様に、「全区による1区域」とし、引き続き必要な調整を図ることといたしますが、より適切な区域設定のあり方を検討できるようにすべきでもございますので、毎年度実施しております点検・評価に際しましては、各地域、事業において利用実態の分析等に当たり、地域性の視点を加味していくようにしたいと存じます。

それでは、また資料3にお戻りいただきまして、「計画の前提事項」でございますが、計画期間内の人口推計のほか、今回は第二期計画となりますので、第一期計画で定めました今年度までの5年間の進捗状況等を含めまして、本区における子ども・子育てを取り巻く主な状況の変化について、この欄に記載してまいります。

資料裏面にまいりまして、3の「就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対する確保量等」の欄でございます。基本指針では、この部分は必須記載事項となっております。計画期間におきます教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、各施設または事業ごとに量の見込みとそれに対する確保量、確保策等を記載してまいります。

なお、備考欄にもございますとおり、基本指針に基づきます任意記載 事項の項目については上位計画でもございます保健福祉計画でお示し

	をしているものもございますので、第一期計画と同様に、子ども・子育
	て支援事業計画の中には、基本的には記載しないことといたします。
	また、基本指針の欄にもう1つ四角囲みで書いてございますが、こち
	らが本計画に関連する基本指針の改正予定の項目となります。
	これらにつきましては、8月上旬に国から基本指針が示される予定で
	すので、改定後の基本指針を踏まえて取り扱いを検討してまいります。
	次に、4の「計画の推進に向けて」ですが、計画を着実に進めていく
	ため、第一期計画と同様に子ども・子育て会議の意見をお聞きしながら、
	毎年度の進捗状況を点検・評価することなどを記載してまいります。
	最後に参考資料といたしまして、前回の会議でご報告をいたしました
	利用状況等に関する調査の概要を記載いたします。
	説明の最後に、今後の流れとなりますが、この骨子を基本といたしま
	して、改定後の国の基本指針や利用状況調査の結果、またこれから行いしたが欠策のよう。翌年のは思えるな第二世紀末の2世紀はいばればればればればればればればればればればればればればればればればればればれ
	ます昨年度の点検・評価の結果を含む第二期計画の進捗状況などを踏ま
	えまして、計画の素案を作成し、次回第3回の会議でお諮りいたします。
	従いまして、第3回の会議では、内容が盛りだくさんとなってまいり
	ますので、委員の皆様にご確認いただく時間が十分確保できるように、
	早目に資料を送付するよう努めてまいりますので、よろしくお願いいた
	します。
	本件についての説明は以上でございます。
会長	ありがとうございました。計画の骨子案と区域の設定案について、説
	明いただきました。
	皆様からのご質問、ご意見、ございましたら挙手をお願いいたします。
委員	資料4についてお伺いします。
	資料4の3に「相当のアンバランスとなっている」と記載されており
	ます。本当にアンバランスが問題なのでしょうか。私の感想なのですが、
	それぞれの地域の幼稚園さんや保育園さんは、それぞれの地域の特徴
	や、努力や工夫をされているところもあると思うのですね。それによっ
	て、この 41 ポイント差がついているところもあると思うのです。アン
	バランスがあること自体が本当に問題なのかなというのをお伺いした
	いです。
子育て支援課	幼稚園については、それぞれの努力や工夫をされながら園の運営をさ
長	れていることもあり、地域を越えて利用されている方も多くいることと
	思います。ただし、この計画上では、先ほどもご説明いたしましたが、
	同一の地域の中で需要量や確保策を定めていくことになりますので、荻
	窪地域にお住まいの方は、荻窪地域の幼稚園に通うことが前提になりま
	す。そうしますと、実態に合わなくなりますので、地域的に見るのでは
	なく、区全体として見ていった方が良いのではないか、ということが、
	今回に区域設定の考え方になっております。
 会長	よろしいでしょうか。
云艾	- よろしいでしょうか。 - そのほかございますか。
	· · · ·
委員	同じ場所なのですが、さっきのところで、地域を狭めるというのは、
	その地域が不利になっていないかどうか調べるために狭めているのだ
	と思うのですが、荻窪は27%ということで、なぜ他のところを利用して
	いるのかというところをお伺いしたいと思ったのですが。
子育て支援課	荻窪地域に限ったお答えではありませんが、幼稚園については、施設
長	にもよりますけれども、例えば園バスがあって送迎がされていたりと
	か、各幼稚園の方針によって、そこに通いたいと選択される方も多くい
	らっしゃると思います。

その結果として、こういった数字や地域による差が出てくるものと考 えています。 会長 そのほかございますか。 杉並区は人数が多い地域ですけれども、地域を細かく設定してしまう と、そこに縛られてしまって、移動することの厳しさがあるということ ですね。参考資料では、それぞれの地域でどのような状況にあるかを幼 稚園と保育園の関係で別々にカウントしていただき、ちゃんと見ていた だいた。その実態を踏まえた上で、1区域ではなく、細かくしてしまえ ばしまうほど、その中で何とかしなければならなくなりますので、皆さ ん方のご要望をきっちりと受け止めてやっていくという上では、1地域 として設定したいという案が資料の中で出されたということだと思い ます。 多くの方々が、ご自分のお子さんたちの年齢幅が、幼稚園と保育園に 関しては0歳児さんから幼児さんの段階の、就学前までのお子さんたち が、それぞれの保育所を希望する方はそこに入れるかどうか。幼稚園の 希望の方はそこに入れるかどうか。3歳以上になっては、つい2年ぐら い前に、保育指針の改定や幼稚園要領の改定がありましたので、幼児教 育が一体となってというふうになったので、今後のことでいくと多少は 違ってくるのかもしれないですが、だからこそ余計に、1区域として設 定していたほうが保護者たちのご希望に沿うようにちゃんとお子さん が行ける場所が確保できるかということ、それから「杉並はいいところ だよね」ということがすごくマスコミやいろいろなもので出ていますの で、ここに住もうと決められた方たちがご要望された場合には、そこで 確保できるかどうかということにもなりますので、そういう意味でも1 区域ということで考えたほうがよろしいのではないかということで示 していただいたと考えています。 ご質問がもしなければ、ご了承いただくということでよろしいでしょ うか。 ありがとうございます。 第二期の子ども・子育て支援事業計画に関しては、先ほどお話があっ たように、政府が新たな基本指針を8月に示すことを踏まえて、素案を 検討するということになるかと思います。そのことも合わせてご了承い ただければありがたいです。ありがとうございます。 では、次の議題です。議題2「幼児教育・保育無償化に関する区の対 応方針について」、ご説明をお願いいたします。 保育課長 それでは、保育課長の武井から説明させていただきます。資料5をご 覧ください。 前回の子ども・子育て会議におきまして、今回の幼児教育・保育無償 化に対して国がどのような制度を示しているかということはお話しさ せていただきましたが、本日の冒頭、部長からも申し上げましたとおり、 国の法改正あるいは政令を示すことが遅れていったこともありまして、 その後、区の対応方針について検討したことを本日、皆様にご報告させ ていただきたいと思っております。 表の形になっている1番の「国の方針と区の対応方針」ですが、これ は一番左側が施設の区分になっております。真ん中の枠が国の方針で、 これは前回お話しさせていただいた部分ですが、国が今回どういう無償 化の概要を示しているかというところをここに書かせていただいてお

一番右側が今日お話しするところですが、これに対して区がどういう

ふうに対応するかということでございます。

まず初めに、認可保育所でございます。

今回の幼児教育・保育無償化というのは、基本的に $3\sim 5$ 歳児については全ての世帯、 $0\sim 2$ 歳児については非課税世帯について利用料を無償にするというものでございます。これについては、国の方針どおり、利用料を無償化するという考えでございます。

その中で、3~5歳児について、利用料は無償にするのだけれども、食材料費は保護者の実費負担ということを国が言っております。もちろん低所得世帯と第3子は免除というのは国も言っているのですが、区としては食材料費というのは本来、保護者に負担していただいてよいものと考えております。

ただし、今回、この認可保育所の場合、徴収するということになりますと、低所得世帯等は免除といいましても、所得階層によっては無償化の恩恵というものの効果がかなり減少してしまうことがありますし、実際に今回の食材料費というのは、いわゆる私費会計ということで、各施設において必ず徴収しなければならないということで、区が代理徴収をするということは認められておりません。それを考えますと、現状、保育施設で事務員を置いているところは多くありませんので、保育士がその事務を担うということになると、保育の面にも影響が出る可能性もありますし、新たにまた事務員を配置していくということになると、そういった経費や、その混乱を考えた場合には、当面は公費で負担するほうが妥当ではないかということで、今回この食材料費の実費負担は見送る考えでございます。

0~2歳児の非課税世帯のところでございますが、今回、都の補助を活用して多子世帯に対する負担軽減について区独自で実施するということを考えております。これは、これまで国の制度があって、多子世帯に対する負担軽減というのはこれまでもあったのですが、その場合は、一番上の子が未就学児童という形だったのですが、今回、都の補助を活用して実施する場合には、一番上の子が未就学児童でなくても、中学生であろうと高校生になっていても、これが可能ということで、この負担軽減を実施していきたいと考えております。

次に、区立子供園ですが、区立子供園については基本的に3~5歳児で、国の方針どおり利用料を無償化いたします。食材料費につきましては、現行同様に保護者の実費負担と考えております。食材料費について、この後、幼稚園も出てきますので、合わせてここでお話ししておきますが、保育所と子供園、幼稚園は違うではないかという意見が当然あるかと思います。ただ、先ほど申し上げましたように、本来区としては負担すべきと原則考えている中で、認可保育所については現状、実は保育料の中に一部入っているということにはなっているのですが、保護者が基本的には負担していないという状況の中で大きな混乱を招くということから見送っているというよと、基本的に全員が毎日給食を食べている保育園の場合と、手づくり弁当をお持ちになっているようなケースが多い幼稚園、あるいは子供園についても搬入弁当でやっていたりとか、実態として全員が同じように給食を食べているという状況ではないので、そこを一律に扱うのはなかなか難しいのではないかということで、このような取り扱いをさせていただいているところでございます。

私立幼稚園にまいります。私立幼稚園につきましては、新制度に移行している園と、新制度にまだ移行していない園とがございます。幼稚園についてはここで対象のところに「満3歳~5歳児」と書いてありまし

て、上の保育所とか子供園は「3~5歳児」となっているのですが、ここに違いがありますのは、保育所は基本的に3歳児クラスになってから無償になります。幼稚園の場合は、プレで2歳児のクラスをやっている場合であっても、誕生月が来て3歳になった場合にはその月から無償になります。そこに違いがございます。

それから、幼稚園については、私立幼稚園の新制度園については、認可保育所と同じで利用料無償です。まだ移行していない場合は、月額2万5,700円までを上限に無償という形になります。

そこでどうするかということですが、もちろん新制度園は国の方針どおり無償化します。未移行園については、2万5,700円ということを国が示しておりますが、これでは低いだろうということで、ここに既に東京都が1,800円、上限を上乗せしています。さらに区として、ここは各園の現在の利用料の実態等を踏まえまして、区独自にさらに2,600円を上乗せして、上限月額を3万100円としたいという考えでございます。

幼稚園につきましては、新制度園もまだ移行していない園につきましても、入園料につきましては、これも各園さまざまな状況ですが、これにつきましては保育料の中に含めてしまって、一旦払ってもらった後に、償還払いするという方法もあるのですが、これにつきましては、一時的でもかなり保護者の負担になってしまいます。そこで現在も保育料とは別枠で、現在の入園料については上限6万円の補助を行っておりますので、その制度を存置していきたいと考えております。

次が認可外保育施設です。認可外保育施設につきましては、 $3\sim5$ 歳 児と $0\sim2$ 歳児で上限が違うのですが、こちらも無償化の対象になっております。

そして、ここがマスコミなどでも話題になっておりますが、国の基準を満たさない施設であっても、5年間の経過措置を設けて無償化の対象にするということを今回、国は言っておりますが、保育の質の観点からさまざま批判がありましたので、国のほうも、区市町村の条例により対象施設を限定することが可能としております。

区としましては、国の言っている「区市町村の条例により」ということで、対象を限定して利用料を無償化するという考えでございます。また、認可外保育園施設につきましても、先ほどの0~2歳児と同様で、都の補助を活用して、独自に多子世帯に対する軽減を行っていきたいという考えでございます。

次に、一時預かり等です。これは幼稚園、認可外保育施設の在籍児童等が一時預かりという形で利用した場合ですが、これはそれぞれの施設、歳児によって上限が設けられていて、その範囲で無償化になるというものです。こちらについては国の方針どおり無償化を行っていくという考えです。

最後が、障害児通所施設等でございます。こちらも対象としては3~5歳児と0~2歳児の非課税世帯なのですが、こちらにつきましても利用料は無償ということで、国の方針どおり行いますし、食材料費についても現行同様、保護者の実費負担と考えてございます。

裏面に行かせていただきまして、この無料化を実施するに当たりまして、条例の改正及び制定が必要になるわけですが、杉並区ではこの8月1日、2日で臨時議会を開催していただきまして、この条例の審議を行う予定になってございます。ここで審議していただく条例は、保育料をゼロにするということで(1)に書いてあります保育料等に関する条例の改正。同じく、子供園の条例の改正。そして3番目に、非常に長い名

	[
	前がついておりますが、これが認可外保育施設の対象を限定する条例
	で、これを新たに制定するというものでございます。
	今後の主なスケジュールでございますが、今申し上げた臨時会での審
	議が8月の頭にございます。ここでご審議いただいて、これが決まりま
	した後には速やかに利用者宛ての通知及び区ホームページによって区
	民、特に保護者の方々への周知を行っていく形でございます。そして、
	10月1日から幼児教育・保育無償化を実施するという予定になってござ
	います。
会長	ご説明ありがとうございました。
	ご質問、ご意見ございましたら挙手をお願いします。
委員	資料5の区分「認可保育所」の0~2歳児の「区の対応方針」の点線
	の下なのですが、これは非課税世帯以外でも第2子からは半額、第3子
	からは無償化、これは保育料及び食材料費、両方のことを言っているの
	ですか。
保育課長	ご質問ありがとうございます。
PICTI BICA	これは保育料のことを言っております。食材料費については、保育料
	とは別枠でございますので、そこについては今回公費で負担するという
	ことです。ただ、0~2歳児の場合は、非課税世帯以外は通常の保育料
	をいただくということになりますので、ただその中で多子世帯について
	は今おっしゃったように第2子は半額、第3子は無料という扱いをする
	ということでございます。
会長	よろしいですか。
	, , ,
委員	前回の子ども・子育て会議でも意見させていただいたのですが、今回、
	無償化に伴う食材料費の件につきましては、本当にこのことが国から出
	されたときに、いきなり今まで私たち認可保育園のところでは食事とい
	うのは保育の一環で、何かただ食べればいいということではなくて、子
	どもたちがの歳から幼児まで、食を通していろいろなことを育てるとい
	うことにすごく力を入れて保育してきましたし、今でも食育計画という
	ところではかなり保育園の中の重要な計画の1つになっているところ
	です。今回、無償化とセットで食材料費ということでポンと出てきたこ
	とで、さまざまな施設等の違いということですが、いろいろなご意見が
	あるということも耳に入っているところで、本当に区としてこのような
	形で当面の間、公費で負担していただけるというのは、私たちとしては
	そういう大事にしてきたところを認めていただけたのではないかなと
	いうことで、とてもうれしく思っています。
	ただ、当面というところでは、さまざまな、無償化になりますと公立
	保育園では全て区で負担しなければいけないとか、いろいろと財政問題
	が今後は出てくることはこちらも思っておりますので、そういう意味で
	はどういった形で今後なっていくのかというところは随時いろいろと
	情報をいただきながら、本当に事務量がすごく今でも膨大ですので、今
	後どのようになっていくのかというのは非常に不安もありますので、い
	ろいろとお知らせいただければと思っています。
会長	ありがとうございます。
委員	このたびの無償化の事柄については、特に私立幼稚園、未移行園は杉
25	並区では大変たくさんあるのですが、未移行園、またそこにお子様を通
	かせておられる保護者の方にとっては、全く新しいシステムで、しかも
	るとこれられる保護者の方にこうでは、主く利しいラステムで、こがもなかなか形が見えない中で大変不安を覚えていたところでありますけ
	ながながかが見えない中で入麦个女を見えていたところでありまりり れども、今日、ご説明いただきましたとおり、杉並区という地域の特徴
	4いこも、ユロ、二呪切いににさましたこわり、杉业匠という地域の特徴

	も大変よく捉えてくださいまして、また、各園ごとの個性が非常にばら ばらな私立幼稚園の実情も丁寧に捉えていただきまして、区独自の上乗 せもいただく形で無償化を実現してくださいますこと、本当に感謝をし たいと思います。
	期間が短い中でこういうのを整えられるというのは、実務を負われた 方々は大変だったと思います。私たち幼稚園のほうで聞いているところ では、他の市区ではこれに関してはなかなか今でも動きがとれないとこ ろもあると伺っています。
	他の保育所、また認可外の保育施設などについても、その実態に即した中での対応をしていただいていると思っております。
	その上で、ぜひこれの周知に関しては、より丁寧にやっていただきたいと思います。本当にこれは、これまでのさまざまな利用の形と保護者
	の方々の対応がまた変わってくるところがありますので、先ほどもお話 がございました周知はぜひ丁寧にやっていただきたいと思っておりま す。
保育課長	今、委員からご指摘いただきましたとおり、確かに制度がなかなか複雑でわかりにくい制度でございますので、利用者の方には丁寧にわかりやすい周知に努めてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。
会長	そのほか、ございますか。 どうぞ。
委員	ご説明ありがとうございました。2点ほど質問がありまして、例えば 認可外保育施設で、1人世帯であるとか、非課税世帯以外の場合、差額 が発生する場合の徴収方法を教えていただきたいのと、2つ目が、今後 のスケジュールの中で、事業者への説明をしてほしいのですが、そのス ケジュールがいつごろになるのか、その辺をお知らせいただきたい。
保育課長	まず最初の認可外保育施設の場合に差額が発生した場合なのですが、これは一旦お支払いいただいて、後から償還払いということで考えております。事業者に払っていただいて、後から償還するという形で考えております。 説明についてですが、ここはまたご相談させていただきたいと思いますが、できるだけ速やかに実施するように考えていきたいと思います。
会長	そのほか大丈夫でしょうか。 どうぞ。
委員	よろしくお願いします。障害者の母でもありますし、3人目は健常なので、現在、小学生と中学生の母親ということでお話しさせていただきます。 親の立場から無償なのだというのを見させていただきまして、イメー
	がまず湧かないので、小学校みたいなものかなというイメージをまず 持ちました。小学校ですと授業料はただですが、給食費は払わないとい けないというのがあります。
	なので、そういうイメージを持っているのですが、現在、小学校でPTAの副会長をやっておりまして、いろいろな問題が起きています。公立の小学校なので、こんなものでいいのではないかという親の気持ちが
	あったりとか、そういう意識が、逆に障害児の母の場合のほうが意識が 結構高くて、先生にこういうふうな話をしたり、情報共有をしっかりし たりというふうにしているのですが、通常学級のほうですと、区立、公
	立なので、こんなものだし、そんなに問題が起きても、まあいいかと思ったりとか、自分のお子さんにそんなに興味がなくて、学級崩壊が起き

は3つございます。一般的にはここでいう③のところに書いてある「卒園後の受け皿」のイメージが強いのですが、実は3つ機能がございます。

1番目は「保育内容の支援」ということで、集団保育を体験させる機会の設定、保育の適切な提供に必要な相談、助言、支援等ということで ございます。

それから「代替保育の提供」ということがございまして、これは非常にケースとしてはそんなには生じないのですが、職員の病気、休暇等により、保育を提供することができない場合に、代わりに保育を提供するというものでございます。

3番目が一番大きくクローズアップされているところですが、卒園後にも保護者の希望に基づいて、連携施設において引き続き保育を提供する。

この3つの機能を持つものが連携施設ということになってございます。

今、区の現状ですが、区内に 42 施設、この家庭的保育事業所等があるのですが、この中で既に自主的に連携施設を確保しているのは 5 施設にとどまっています。この状況は、参考資料 3 というのを付けてあるのですが、こちらに、42 の施設の中で丸がついているところがあるのですが、この丸がついているところが既に自主的に連携施設を確保しているという状況でございます。

逆に言いますと、残りの 37 施設は連携施設が確保されておりませんので、これを自主的にやるのを待っていたら確保できるのかというと、そういう簡単な話ではありませんので、区としてこの取組を進めるということでございます。

では、具体的にどうするかということですが、まず「保育内容の支援」と「代替保育の提供」につきましては、来年度に区は、先ほど話に出ていました7つの地域に各1園、区立保育園を中核園と指定して、いわゆる保育内容の支援に取り組んでいきます。そこで「代替保育の提供」についても合わせて行うことを考えてございます。

ただ、ここで言っています中核園の取組につきましては、先ほど申し上げた家庭的小規模事業所等という、その3つの類型の保育施設にとどまらずに、認証保育所ですとかグループ保育室ですとか、そういった認可外として分類されている保育施設、ここには実は企業主導型なども含めまして、基本的には区内の全ての保育施設を対象としてこれは実施していくという考えでございます。

この中核園の取組につきましては、本日、参考資料4として、「区立 保育園における中核園の役割について」というやや厚めの資料を付けさ せていただいております。これは、中核園の取組を通して、日頃の保育 の中で各園がともに連携していくことによって、保育の質を高めていき たいということで、新たに行っていく取組でございますので、後ほど見 ていただけると大変ありがたいと思っております。

そして、「卒園後の受け皿」につきましては、受け皿としては区内全ての私立、区立認可保育所及び区立子供園の長時間保育の枠を受け皿として家庭的保育事業所等の卒園児を受け入れていくということを考えてございます。

この受け皿というのは、設定する場合には条件がありまして、こうした2歳児で卒園する子どもの数、実際の数ではなくて定員数ですね。この場合でいうと、42の各保育施設の卒園児の数と、これを受け入れる側の2歳児と3歳児の定員の差です。2歳児が10名受け入れていて、3

歳児は 15 名受け入れているという施設であれば、そこには5名受け入れられると、そういう計算になります。

これで、各施設の2歳児と3歳児の差を足していったときに、それが 卒園する2歳児の数を上回っているということが条件になります。これ は定員でそういうことが実現されていなければならないということで、今回、これを区内全ての私立・区立認可保育所と区立子供園の長時間を 受け皿にすることで設定していきたいというものです。この場合、卒園 する側は先ほどの家庭的保育事業所等に加えまして、0歳~2歳児まで を対象としている認可保育所というのがございますが、この認可保育所 も同様に扱っていくという考えでございます。

具体的にはどうするのかということなのですが、これにつきましては、参考資料5がございまして、こちらに「卒園後の受け皿に係る利用調整の流れについて」というのがございます。これは簡単に言ってしまいますと、今までは家庭的保育事業所等に通っている方、0歳~2歳の認可の方についても、認可外のほうでも認証保育所とかでも0歳~2歳児までだけをやっているというところがございます。あとは区が独自にやっている保育室とかもあるのですが、全部一斉に認可保育所の利用調整というのはやっていたわけです。ただ、これまでも家庭的保育事業所等に通っている方については、卒園の加点というのがあって、多少有利にはなっていたのですが、同じ時期に利用調整を行って、今後はこの家庭的保育事業所等の卒園児の場合については、先に利用調整をやって、これらの方たちの入所を決めた後に、残ったところでそれ以外の方の入所の利用調整を行っていくという形を考えております。

そうしますと、資料6の(3)のところに書いてあるのですが、それ以外の人は大丈夫なのかという話に当然なるのですが、そうした方たちについても、2歳と3歳の定員の差をさらに確保していくことを通じまして、そこもきちんと入れるように確保を図っていますので、基本的には、順番の前後はあるのですが、全員、今2歳児までの保育施設に通っている方が3歳児以降、きちんと安心して施設をご利用できるような仕組みとして進めていきたいと考えてございます。

この連携施設というのは、基本的には各施設の間で協定を結ぶ形になっています。ただ、区立、私立の全部の認可保育所と子供園というふうに設定しますと、例えばある1つの小規模保育事業所が全部の認可保育所とそれぞれ協定を結ぶということになると、全く現実的ではありませんので、ここにつきましては区で要綱を制定し、この連携施設の取組に加わりますという申請行為をしていただくことによって、協定を結んだのと同様の関係になるという形で、各施設に事務負担をかけないような形で進めていきたいと考えております。

今後のスケジュールでございますが、今後、要綱を制定して、それぞれの家庭的保育事業所等の在園時の保護者へ周知をしてまいります。実際にこの利用調整等は 10 月から始めていくことになります。その前からいろいろご意向を聞いたりとか、そういうのは出てくるわけですが、こういった形で進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

会長 ありがとうございました。

ご質問、ご意見がございましたら挙手をお願いします。

小規模保育事業者でございます、西荻南と松庵で小規模事業所を2カ 所運営しております。

この連携につきましては、特に概要の中で①②③とありまして、特に

この連携に

委員

「卒園後の受け皿」がどの園もとても気にしているところでございまし た。これまでは杉並区さんのほうでコーディネートしていただきまし て、事業者が動くことは全くございませんでした。そういうところでは 本当にお礼を申し上げます。ほかの区を見ますと、区の支援は全くなく て、事業者が勝手に探して、なければないでどうするか自分たちで考え なさい。割とそんな放置されたような状況だったのですが、そういう意 味では本当に杉並区は手厚くコーディネートしていただいて、感謝いた しております。 ただ1つ、私どもで保護者の要望として出ておりますのが、数として はイコールマッチングで、どこかに入れるであろう。しかし、先ほど幼 稚園でも教育方針でありましたが、保育所でも今、保育方針、それぞれ ありまして、保育指針が新しくできましたが、保育のやり方というのは、 千差万別まではいきませんが、いろいろございます。その中で、本当に 子どもたちの将来を担保できるような保育所がどれだけあるかという と、私どもは疑問に思っております。 そんなわけで、保護者が行かせたい保育園、行けるような連携の考え 方というのでしょうか、そこら辺に関しては杉並区でどのようにお考え になっているのか伺いたいと思います。 保育課長 ありがとうございます。これについても、例えば荻窪地域や阿佐谷地 域ですとか、そういう地域の中で組んでいくという考え方もあります が、我々としましては、保護者の方が今でも区内のどこの保育所でも希 望できるわけなので、そこを制限するよりは、区内全域で希望できるほ うが望ましいということで、区内全域で設定しています。 先ほどご指摘がありましたように、この連携施設の仕組みは、どこか に行けるということは保証しているのですが、保護者の方が第1希望と するところに行けるのかというと、それを保証しているわけではないの で、その施設が例えば5名の枠のところに10名の方がそれを第1希望 としていれば、5名の方は第2希望以下のところに決まっていくことに なりますので、保護者の希望が集中する施設になりますとなかなか行け ないということは出てくるわけですが、区としましては少なくとも必ず 認可ないし、子供園に入れるということは保証していきます。 先ほどもご指摘のあった、保育施設に対して保護者の方はいろいろな 好みをお持ちなのはそのとおりだと思います。ただ、そういう中で、ど この施設に行ったとしても、一定の保育の質が保たれるようにというこ とで、先ほども中核園の取組のことなども若干お話ししましたが、区と しては全体の保育施設のレベルが上がっていくように今後とも努めて きたいと思っております。 そのほかございますか。 会長 うちの娘なのですが、今ちょうど、ここでいうと「その他」と書かれ 委員 ている家庭福祉員さんに預けているところなのです。僕が理解できてい なかったらすみません。これだと先に認可のあるところの2歳児さんが 先に優先して入られて、うちの娘が後でやるというのかなという理解を しました。 最初の議論に戻ってしまうのですが、こうなってきて、もし入れなく て、僕の通勤経路から離れたところに入ってくださいということになる と、今度私が通勤で預けられなくなると、働いている奥さんが今度預け るか、僕が仕事を制限するかということになるような気がします。 となると、最初の計画のときに、要は地域別にしてもらっていたほう がよかったではないかというふうなことに僕の中で今、なっているので

	1.10 = = = = = 1.1 = 1.1
	すが、認可のある方を優先しなければいけない理屈があるのかどうかわ
	からないのですが、その辺が、困ったなという感情なのですが、いかが
	でしょうか。
保育課長	認可というか、家庭的保育事業所等を優先しなければならないのかと
	いうのは、これは法がそう定めているからとしか申し上げることができ
	ないのですが、そもそもこういった施設というのは、0~2歳児の認可
	といわれているものについては、国のほうが当然3歳児以降をきちんと
	保育が継続できるようにということを1つの条件として認めてきたよ
	うなところがありますので、こういう形にはなっていると思います。
	ただ、私どもとしては、そこに行っている人たちだけが満足できれば
	いいという話では当然ないと思っていますので、まさに今おっしゃられ
	た家庭福祉員もそうですし、区の保育室とかもそうなのですが、そうい
	ったところに通っている方たちも実際にはきちんと通えるところを確
	保するというのが命題だと思っています。
	そのときに、地域で割るかという話なのですが、地域で割ったほうが
	いいようにも見えるのですけれども、例えば高円寺地域と阿佐谷地域の
	区域の境にお住いの方は、実際には高円寺地域に行ったほうが近いよと
	いうような方が阿佐谷地域に行ったときに、あなたは阿佐谷地域しか希
	望できませんよというのは逆に不利益になってしまいますので、基本的
	には全域にして、どこでも選べるという形で、実際に、今もそうなので
	すが、単純に例えば家から何メートル以内だとか何分以内だとかいうこ
	とではなくて、その保護者の方のご家庭で誰が送り迎えするのか、実際
	に通勤を考えたときにどこへ行くのが便利なのかといったことまで含
	めてご相談には応じさせていただいていますので、そこは丁寧に対応さ
	せていただきたいと思っています。
会長	ありがとうございました。
AK	そのほかございますか。
委員	今、私どもは小規模事業者として杉並区内で運営しておりますが、数
A P	年前にほかの区での認証保育所に通う保護者が、認可園優先で、3歳児
	が認可園に入れるということで、すごく問題になったことがありまし
	た。同じ区の同じ子どもでありながら、優先順位で差別されるのかとい
	う問題が起きました。
	その中で、例えば杉並区も認証保育所があるかと思いますが、そうい
	うところではどのようなご説明をなさるのでしょうか。
	それからもう1つ、先ほども申し上げましたように、保護者が行きた
	い3歳からの受け皿というのはあるかと思いますが、その中で例えば私
	ども小規模事業者が何園か集まったときに話に出ますのが、小規模は認
	可園になれないのだろうか。区に相談に行っても、なかなか門前払いを
	されて、私どももご相談に行ったことがありますが、私どもの話ではな
	くて、他の事業者さんからそんな話も相談を受けております。
	現実に、小規模が認可事業者になるというのはとてもハードルが高い
	ことなのかどうかということもお伺いしたいと思います。
/II	以上2つ、お願いいたします。
保育課長	前半は私からお答えします。
	確かに、今回のことで小規模とか家庭的保育事業のほうが先にやると
	いうことで、一定の有利さというのは当然出るわけですけれども、ただ、
	本当にそれで問題となってしまうのは、例えば認証保育所とか認可外に
	通っている方の行き場がないということになったら、これは本当に極め て問題なので、今回、区としてはその枠は十分確保しますので、先か後

	T
	かという問題はありますけれども、そこは確実に行っていただくという
	ことでございます。
	それと合わせて、認可外保育施設については、昨年4月に待機児童ゼ
	口になって以降は、どうしても認可保育所に行かれないから認可外に行
	くという意味でのニーズは減少しているのは事実ですので、合わせて
	今、認証保育所については認可に移行できるように支援を進めさせてい
	ただいているところでございます。
保育施設担当	私、保育施設担当から、小規模保育事業は認可保育所になれないのか
課長	というご質問にお答えします。区では、小規模保育事業所を認可保育所
	にしないといった方針はございません。
	それぞれの小規模保育事業所の状況に応じて、また事業者さんのご意
	向を聞きながら、可能な限りのご支援、また状況に応じてのご相談とい
	うことで考えていくべきものと思っております。
会長	ありがとうございました。
	1つ質問させていただきたいのですが、今、3歳未満児の子どもたち
	の卒園のほうですね。幼稚園に通いたいという人たちが、ぽつりぽつり
	と出てきたりしているのですけれども、ぽつりぽつりというわけではな
	い大きなところ、17万人程度のところではかなり出てきたということが
	あるようなのですが、ここはもっと住民の人口も多いですし、そういう
	場合、先行の利用調整の流れの中で、保護者の方たちがそういう方向性
	をとりたいと言った場合、どのような広報というのですか、連絡してい
	くのかということを、結果的には保育所になったということもあるのか
	もしれないのですが、そういうご希望の方たちへの広報はどのようにし
	ていただけるものなのでしょうか。
	この調整の流れの中で、9月上旬からになっていますよね。私立の幼
	稚園などの場合は、子供園の場合はまた別かもしれませんが、私立の幼
	稚園の場合は 10 月の、年中ずっと見学などもありますけれども、実際
	の願書とかの締め切りや、広報的に活動するのが 10 月上旬ぐらいから
	11月1、2というところが通例だろうと思うのですけれども、この流れ
	自体も保護者の方がこれから先、通知を受けたり広報を受けるのだろう
	と思うのですが、迷われた方が、そのときに準備が整わなくてできなか
	ったということがないようでありたいなと思うのですが、その場合、ど
	ういうふうな経路でやっていくのかというのを教えていただければあ
	りがたいです。
子ども家庭部	今、会長からあったようなケースの場合、新たに私立幼稚園の入園の
長	申し込みということになると存じます。
会長	保育所から幼稚園に行きたいという人たちの場合の広報が行き届か
	ないのかなというと、それは個人で幼稚園に行きたいのだったら情報を
	入手しなさいというようなことでしょうか。
保育課長	そうですね。そのところについては、幼稚園についてはこれまでも、
	今部長から申し上げたように、基本的には各幼稚園さんと保護者さんの
	間ということにはなるのですが、いわゆるこの連携の設定によって、保
	育園を当然選ばなければならない、ということにはならないということ
	は十分お伝えしていかなければいけないと思っています。
	それともう一つは、先ほど参考資料3をお出ししたのですが、この中
	で、例えば真ん中辺りにあるます阿佐谷北の23番の「Kanga ルーのへや」
	という小規模と、「世尊院幼稚園」という、これは小規模と幼稚園が連
	携している場合があります。こういった場合については、その幼稚園に
	通っている方にあらかじめアンケートをとって、そのまま幼稚園に行き
	塩っているカにめりかしの//マラードをこうて、てのよみが性圏に11さ

	たいということであれば、わゆる保育施設の利用調整には行かない形に
	して、幼稚園ではないところに行きたいという場合についてのみ、こち
	らの判断でやるという形で考えております。
 会長	ありがとうございました。
五尺	そのほかご意見、ご質問。素朴なご質問でもよろしいです。
委員	現在、この表の中にある、まさに孫が家庭保育のところに通っていま
安貝 	して、嫁と話をするのですが、資格を持っているので、一旦辞めてまた
	して、嫁と話をするのですが、賃格を持つているので、 互併のでまた
	中でそこの保育室は5人なのですが、そこを0、1、2、3と終わった
	場合に、すぐ近くの保育園に入れるはずだ、という話は流れているので
	すが、実際そこに入れなかったときに、後はどうするのだという話で、
	先ほどの話なのですが、仕事を一旦やめて幼稚園にやるという選択肢
	と、もう1回チャレンジしてどこかの保育室に、流れで入れるか入れなり
	いかわからないけれども申し込むということで、今現在、その本人、親
	は悩んでいるのですが、この9月から希望調査書類提出ということなの
	ですが、私はシステムはわからないのですが、それに関してはどのよう
	に、通っているこの施設に連絡があるのですか。それとも広報とか何か
	で知るということなのでしょうか。
	小学校でしたら、入学できますという形ではがきが来たりするのです
/n 	けれども、その連絡方法等の周知がどうなるのか、心配に思います。
保育課長	これについては、保護者の皆さんに直接お知らせをいたします。今、
	文案をつくっているのですが、なるべくこの話がわかりやすく伝わるよ
∧ □	うに工夫しております。
会長	それはいつ頃になる予定なのですか。
保育課長	今まさにやっておりますので、2週間とか3週間先という話ではなく
∧ ⊨	て、速やかにやりたいと思っています。
会長	ありがとうございます。
	そのほかございますか。
委員	困ったなと思っているのですが、できればやめてほしいと思います
	が、無理なのでしょうか。家庭的なところに行っている方に周知される
	ということだったのですが、そうではないところに入ってしまった私と
	しては、できればそういうところに入る前にこういうことを知っておきたいなと。要はその後に行くときに不利になるよということは当然、知
	っておきたい。それを納得した上でそういうところを選びたいと思うの
	で、できれば今回こうやって皆さんが選ぶタイミングがあるのであれば、宮庭短が畳の大には不知になると思いますが、そらいったことも今
	ば、家庭福祉員の方には不利になると思いますが、そういったことも含めて国知していただけるとなりがないなり思います。
フルチウウが	めて周知していただけるとありがたいなと思います。 委員、ありがとうございます。
子ども家庭部	
長	この連携施設の考え方なのですが、基盤にあるのは0~2歳児の施
	設。これは認可外の今の家庭福祉員さんを含めて、そういうあらゆる施設について、安心してご利用いただくための仕組みということです。
	その上で、先ほどの優先の話なのですが、実態として2歳までの施設を交恩後、複数のごそ望をいただいて、その中できた!トマッチングで
	を卒園後、複数のご希望をいただいて、その中できちんとマッチングで
	きています。そういった意味では、お話のように仕事のほうを調整しな
	ければいけないということにはならないと思います。
	今後とも、先ほど保育課長からもご説明申し上げたとおり、家庭福祉
	員さんをはじめ、認可外保育施設の認可化以降の支援に、引き続き力を
	注いでいくとともに、認可保育所の整備に当たっては、地域の実情をき

	ちんと捉えながら、2歳と3歳の定員構成について必要な調整を図って
	いく考えです。
会長	ありがとうございました。
	いろいろとそういう事例があるということを、個別的にお持ちの事例
	を示していただくことで、全体の中での不安とか、その後のことについ
	て、少し見えてきたかなと思います。
	ということで、家庭的保育事業等の連携施設の確保について、資料等
	ご説明いただいたもので進行させていただいてよろしいでしょうか。ご
	了承いただければありがたいです。
	ご了承いただいたということで承ります。ありがとうございました。
	これで予定していた議題は以上になりますが、事務局からそのほか連
	絡事項がございましたらお願いいたします。
子育て支援課	ありがとうございました。今後の予定、次回の日程についてお知らせ
長	いたします。
	1つ目の議題のときにお話しいたしましたが、次回の第3回では子ど
	も・子育て支援事業の平成 30 年度分の点検・評価の結果と本日骨子案
	をお示ししました計画の素案をお諮りしたいと考えております。
	日程につきましては、10月下旬を予定しております。改めて日程調整
	をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。
	私からは以上でございます。
会長	ありがとうございました。10月下旬ということになりますね。
	今回の議題としては以上で済ませていただきたいと思います。円滑な
	進行、そしてご意見など、ありがとうございました。感謝申し上げたい
	と思います。
	次回は、今年度の大きな議題の1つである計画の素案になりますの
	で、引き続きよろしくお願いいたしたいと思います。
	それではこれを持ちまして、第2回子ども・子育て会議を終了いたし
	ます。皆様、ありがとうございました。お疲れ様でございました。